

表 10 摂似的居住コスト 3：分布差（区市部）

母年齢 (歳)	子ども数					
	母 有 職			母 無 職		
0→1	1→2	2→3	0→1	1→2	2→3	
20-24	569.4	162.8	81.9	588.4	393.1	114.3
25-29	1679.3	778.9	187.1	1930.3	2008.9	324.9
30-34	1698.9	1798.6	457.0	2375.2	4569.8	953.5
35-39	1557.8	3095.4	1111.6	2185.4	4299.4	1381.1
40-44	3314.9	4614.8	2179.4	3159.2	4779.6	1616.4

(斜字体以外は5%有意)

表 11 摂似的居住コスト 3：分布差（区部）

母年齢 (歳)	子ども数					
	母 有 職			母 無 職		
0→1	1→2	2→3	0→1	1→2	2→3	
20-24	350.8	130.8	61.6	470.4	265.2	99.6
25-29	24906.4	428.3	153.1	25382.3	1785.4	219.0
30-34	11229.1	1406.5	341.7	7966.1	7479.5	676.8
35-39	5356.2	3955.7	760.9	5458.7	9893.3	938.0
40-44	7279.3	11668.9	1453.2	6893.5	17280.0	1057.5

(斜字体以外は5%有意)

表 12 摂似的居住コスト 3：分布差（市部）

母年齢 (歳)	子ども数					
	母 有 職			母 無 職		
0→1	1→2	2→3	0→1	1→2	2→3	
20-24	283.8	75.6	54.2	168.5	194.6	56.7
25-29	20334.8	318.5	109.6	16583.4	736.4	213.4
30-34	4626.5	885.6	210.1	6884.3	2007.3	383.1
35-39	1336.8	1495.7	423.5	1369.5	3486.0	516.6
40-44	1759.7	3470.2	899.9	2034.1	4989.0	667.9

(斜字体以外は5%有意)

表 13 核家族世帯の標準的住宅形態（区市部）

母年齢 (歳)	子ども 数	母 有 職			母 無 職		
		建て方	所有	室数	建て方	所有	室数
20-24	0	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	1	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	2	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	3	低層	民賃	2	低層	民賃	2
25-29	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	2	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	3	低層	民賃	2	低層	民賃	2
30-34	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	2	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	3	戸建	持家	5	戸建	給与	4
35-39	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	2	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	3	戸建	持家	5	戸建	持家	5
40-44	0	中高層	持家	4	低層	民賃	2
	1	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	2	戸建	持家	5	戸建	持家	5
	3	戸建	持家	5	戸建	持家	5

表 14 核家族世帯の標準的住宅形態（区部）

母年齢 (歳)	子ども 数	母 有 職			母 無 職		
		建て方	所有	室数	建て方	所有	室数
20-24	0	中高層	民賃	2	中高層	民賃	3
	1	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	2	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	3	低層	民賃	2	低層	民賃	2
25-29	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	2	低層	民賃	2	低層	民賃	2
	3	低層	民賃	2	低層	民賃	2
30-34	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	2	中高層	民賃	3	中高層	給与	4
	3	中高層	民賃	3	中高層	給与	4
35-39	0	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	1	中高層	民賃	3	中高層	民賃	3
	2	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	3	中高層	持家	4	中高層	給与	4
40-44	0	中高層	民賃	3	低層	民賃	2
	1	中高層	持家	4	中高層	持家	4
	2	戸建	持家	4	中高層	持家	4
	3	戸建	持家	5	戸建	持家	5

表 15 核家族世帯の標準的住宅形態（市部）

母年齢 (歳)	子ども 数	建て方	母 有 職		母 無 職	
			所有	室数	所有	室数
20-24	0	低層	民賃	3	低層	民賃
	1	低層	民賃	2	低層	民賃
	2	低層	民賃	2	低層	民賃
	3	中高層	民賃	4	低層	民賃
25-29	0	低層	民賃	3	低層	民賃
	1	低層	民賃	3	低層	民賃
	2	低層	民賃	3	低層	民賃
	3	低層	民賃	2	低層	民賃
30-34	0	低層	民賃	3	低層	民賃
	1	低層	民賃	3	低層	民賃
	2	戸建	持家	5	中高層	持家
	3	戸建	持家	5	戸建	持家
35-39	0	中高層	持家	4	低層	民賃
	1	戸建	持家	5	中高層	持家
	2	戸建	持家	5	戸建	持家
	3	戸建	持家	5	戸建	持家
40-44	0	戸建	持家	5	低層	民賃
	1	戸建	持家	5	戸建	持家
	2	戸建	持家	5	戸建	持家
	3	戸建	持家	5	戸建	持家

第2章

育児コスト班

1 少子化と日本経済

—子育てコストとの関連で—

高山憲之

2 子育てコストと出生率

吉田 浩

3 結婚行動の分析

小川 浩

4 少子化対策は年金負担を軽減するか

麻生良文

1.少子化と日本経済 —子育てコストとの関連で—

高山 憲之

1 人口減少社会の到来

日本では出生率低下の動きが急である。日本の合計特殊出生率（女性が一生の間に平均して何人の子供を生むかを推計した値）は 1949 年まで 4.0～5.0 の水準をほぼ維持していた。その後、その値は急激に低下した後、1957 年以降 2.1 前後で安定していた。「子供は 2 人の時代」がしばらく続いた。そして 1975 年以降、ふたたび低下しはじめ、1989 年のそれは 1.57 となって戦後最低を記録した。その後も下げどまる気配をみせず、1993 年には 1.46 まで低下、1994 年には 1.50 までもち直したものの、1998 年は 1.38 となり、下げどまる気配をみせていない。都道府県別にみると、東京部のそれは 1998 年において 1.1 である。大都市圏や北海道の出生率が総じて低い状況にある。

北イタリアや香港も最近 1.1～1.2 を記録している。日本の合計特殊出生率は従来のまま何もしないでいると、将来、もっと低下していく。

2 出生率低下の原因

出生率が低下している背景には次のような事情がある。まず、1975 年以降、男女の賃金格差が急速に縮小した。ちなみに 20 歳代後半の女性賃金を 1 とすると、同世代の男性賃金は 1970 年には 1.8 だった。それが 1990 年には 1.3 まで縮小した。その結果、今日では出産を契機に妻（あるいは夫）が勤めを辞めると生活水準は低下してしまう。これが一般である。

生活水準の低下を避けようとすれば、勤めを続けながら子育てをしていかざるをえない。家事と違い、子育ては手抜きができないので、働きながら子育てにあたる夫婦にとって育児にかかるエネルギーや時間の分担は大きな悩みの種になる。父親の育児参加は傾向的にふえてはいるものの、依然として育児は母親の肩に重くのしかかっている。共働きで子育て中の母親は「オールタイム労働」のなかで疲れはてているケースが多い状況である。

経験者であれば誰でも知っていることであるが、育児そのものは結構、楽しい作業だ。育児を通して親も成長する可能性がある。しかし、それは他面において自分の体力・時間を犠牲にせざるをえない作業である。さらに育児にはそれなりに費用がかかる。1994 年春の厚生白書によると、1 人の子供が大学を卒業するまでに平均して 2000 万円の私的費用がかかっている。

子供を産まなければ、お金も時間も体力もすべて自分のものになる。勤めつづけるかぎり生活水準が低下する心配はまずない。それに年をとっても年金や医療は社会制度として整備されている。介護サービスも社会的に整備されつつある。自分の子供がいなくても、なんとかなる。

「子供は自分では産まず（つくらず）、他人に産んで育ててもらう。そして年をとったら他人が産んで育てた子供に年金等で面倒をみてもらう」——結果的に、これが今もっともラクであり、トクな選択である。

出産や子育てに伴うディスインセンティブが今かつてないほど大きくなっている。それにもかかわらず、そのディスインセンティブは放置されている。今の若者は世の中に楽しいことがいっぱいあることを知っている。その若者のなかに「子供ができたら地獄だ」とささやく者がいる。苦難な道を避け、「易きにつく」人びとがふえていても不思議ではない。そうしたなかで出生率が徐々に低下しており、回復するめどが立っていない。

3 日本の人口は 100 年後に半分以下に

明治以降、日本では富国強兵のため「産めよ殖やせよ」路線をつっぱしってきた。日本の総人口は明治初年には 3400 万人であったが、終戦の年には 7200 万人に達していた。80 年たらずの間に人口は 2.1 倍にふくれあがった。国内におけるこのように急激な人口膨張は結果的に对外圧力を生みだし、近隣諸國の人びとに癒しがたい苦痛を与える一因となつた。その反動から戦後、出産や子育てに対するきわめて消極的な政府のスタンスが生みだされ、それが今日にいたってもなおつづいている。

政府の基本姿勢は戦後に大転換した。それにもかかわらず日本の人口騰勢は衰えなかつた。1975 年における日本の総人口は 1 億 1000 万人にまでなつていて。戦後の 30 年間で 4000 万人弱の人口増をみた。

その後、人口騰勢はにぶりはじめ、1998 年時点で日本の総人口は 1 億 2650 万人となっている。この総人口が、数年後に 1 億 2800 万人前後に達してピークアウトし、その後は一転して減りはじめる。減り方には複数のシナリオが予想されるものの、1997 年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された新推計の「低位推計」（合計特殊出生率は 2005 年の 1.28 まで低下した後反転すると仮定している）によると、2100 年における日本の総人口は 5100 万人弱になる。今後 100 年で日本の総人口は半減する、あるいはそれ以下になるというのである。

4 人口減少社会：乏しいイマジネーション

日本では、これまで人口増があたりまえであった。そのような社会に日本人はひとりきついていた。そのためか、人口減少社会についての想像力がどうしても不足しがちである。政治も行政も主要なマスコミもつい最近まではほとんど何もしようとしていなかつた。イマジネーションが乏しいところでは従来の思考パターンが維持される。活発な議論は交されようもなく、新たな政策発動も容易でない。従来からの惰性で高齢者対策にばかりかまけているのが実情である。

人口が減少しても構わないではないかという意見もある。現に小国でありながらも豊かさを享受している国がイスをはじめとしていくつかある。通勤地獄もなくなり、土地の値段も下がってマイホームも取得しやすくなる。地球環境の破壊に手を貸すことも少なくなる。世界的規模の人口爆発を抑制することにもわずかではあるが貢献するだろう。ただし問題は豊かさを維持したまま、現在の日本を相似縮小化した姿に移行できるかという点にある。その答えは、筆者のみるところ限りなく「否」に近いといわざるをえない。

5 人口減少で日本はどう変わる

1) 労働力人口の減少

まず人口減少社会では労働力人口も減少する。1997年1月の国立社会保障・人口問題研究所の人口新推計（中位推計）をうけた労働力人口の将来推計が1997年6月に労働省職業安定局から発表された。それ（表1）によると、2000年から2015年にかけて30歳未満の若年労働力は1600万人から1100万人へと500万人も減ってしまう（30%強の減）。30～59歳層も同期間に150万人の減少が見込まれている。60歳以上の労働力人口は増えたが、日本全体として280万人の労働力減となる。さらに2015年から2025年にかけても全体の労働力は300万人の減少が予想されている。

労働力総数が減少するなかで、労働力は中高年組が主体となっていく。とくに30歳未満の若年労働力が急激に減少することは頭の痛い問題となる。

こうしたなかで労働力需給のいわゆるミスマッチも次第に大きくなっていく。すでに高度に発達した日本経済において強く求められているのは情報関連分野の労働力であり、R&Dを推進し最先端分野を切り開いていく能力である。教育やOJT（オンザジョブトレーニング）の経済効果は、今や必ずしも高くなき段階に到達している。

女性や高齢者の労働力に期待する声がある。あるいは外国人労働力を本格的に国内に入れたらどうかという意見もある。たしかに女性労働力にはこれからも期待できる。ただし高齢者に多くを期待できるだろうか。外国人労働力への期待が大きいことも確かであるが、それはそれでまた別の問題を発生させる。

2) 技術革新の停滞

若年労働力は新技術の中心的な担い手である。中高年組は総じて新技術への適応力が弱いという側面を否定できない。昨今のインターネットブームにも、いち早く飛びついたのは若者である。中高年組は出遅れた。中高年組はどちらかというと慎重であり、リスクをなかなか取りにいかない。ところが若者の特權はリスクや失敗をおそれることにある。何度もチャレンジと失敗をくりかえすうちに革新的技術の発明につながるということがよくある。

その若者が激減する。投資マインド（動物的精神）は徐々に減退していく。世界は今やメガコンペティションの時代に突入しているが、日本経済の技術優位は徐々に失われていくと考えて大過ない。

3) 貯蓄率の低下

青壯年が貯蓄し、老人が貯蓄を取り崩す——経済学では通常このように考える。そうすると若年人口の減少で国内貯蓄が減り、高齢者の増加でさらに国内貯蓄は減ることになる。結果的に日本の貯蓄率は低下していく。

さらに国内経済の停滞で一人あたり所得が伸び悩むと（後述参照）、人びとは従前の生活水準を維持するために消費の確保を優先し、結果的に貯蓄余地を減らしてしまう。経済成長率が低下すると、貯蓄率も低下する。こうしたルートからも日本全体の貯蓄率は低下していかざるをえない。

4) 一人あたり所得の実質低下

一人あたり所得は、労働力・労働時間・資本、の3つに左右される。まず労働力だが、すでに述べたように、これは減少する。労働時間も「時短」が政策課題になっているので、今後これが増える余地はまずない。この2つの要因は、したがって一人あたり所得を実質的に減らす方向に作用すると推察される。他方、資本は純投資がマイナスにならないかぎり増えていく。したがって、この第3の要因は一人あたり所得を実質的に増やす方向に作用するはずである。ただし技術革新のスピードがきわめて速く、資本減耗率が今後予想以上に大きくなるおそれもある。この場合、第3の要因にはあまり多くを期待できない。

いずれにせよ理論的にはプラス要因とマイナス要因がありますので、実証的な研究によって、その効果の大小を見定める必要がある。多くの経済学者は全体としてマイナス要因の方が強いと見ているのではないか。一人あたり所得は実質減となるおそれが大きい。

5) 日本経済の衰退

人口減少で国内市場も伸び悩むことになる。すでに産婦人科医にはあまり、なり手がない。幼稚園も廃園に追い込まれたところがある。学校の教師も過剰気味である。大学もいざれ「冬の時代」をむかえる。鉄道の利用客が減ることをはじめ、国内のサービス産業はほとんどすべて人口減少でダメージを受ける。

例外的に成長が期待されているのは次の3つぐらいだろう。まず第1の成長分野は高齢者向けの医療や介護サービスである。整形外科医も当分の間、左うちわの状況が続くだろう。第2はペット産業である。そして第3は新興宗教とオカルトだと推察している。

いずれにせよ国内消費は全体として数量が減少する一方、質を追求する動きが強まる。消費支出の主体も若者から中高年へシフトしていく。消費と投資が減っていく過程で日本経済は徐々に衰退していくおそれが強いと考えざるをえない。

日本経済が衰退すると、現役世代の生活水準は低下する。「親の世代より豊かになれない」という思いが子供世代の心を支配しはじめたら、高齢者の生活保障など二の次になる。これは、すでに25年も「成長感なき社会」がつづいていたアメリカ合衆国や、経済のマイナス成長に1991年から3年連続して見舞われたスウェーデンの苦い経験をみれば明らかである。高齢者対策にばかりかまけていると、「日本の繁栄は老人が墓場にもつていってしまった」ということになりかねない。

子供のいない社会は実は日本にもすでにある。それは過疎地である。若者がいないために子供がいない。子供の声が聞こえない。そのような社会で何が起こっているかを、まず想像してみるのが早道である。

6) 財政はどうなる

所得税・法人税・社会保険料中心の公的財源を確保することは徐々に難しくなっていく。いずれも「若者の社会」を念頭に置いた財源だからである。むしろ消費税に主要財源をシフトさせることが「高齢者の社会」では肝要となる。消費税はもともと経済成長阻害度がもっとも小さい財源である。貯蓄や投資に課税しないからだ。

財政支出も高齢者関連の費目が増えていかざるを得ない。その増大を適切にコントロールしていくかぎり日本経済は常に財政危機に見舞われる。政治家のリーダーシップが

この点で発揮されることを祈るほかない。

6 自由のパラドックス

出産や子育ては基本的に個人や夫婦の選択問題である。この原則は今日においても尊重されなければならない。「子供を産まない自由」を保障することは依然として人間の基本的人権の一部であると考えられるからである。

個人レベルにおける自由が謳歌され、それによって社会全体もハッピーになれば、何も問題はない。ただし世の中は必ずしもそううまくいかない。個人の自由にまかせた結果、子供をつくらない人がふえていく。そして社会経済が衰退するというのである。

しかし、そうだからといって社会が出産や子育てに対する支援をさぼってよいとはいえない。ディスインセンティブが大きくなり、出生率の低下が社会全体として由々しい問題につながるとすれば、社会はそのディスインセンティブをできるかぎり取りのぞく努力をする必要がある。あるいは出産や子育てにプラスのインセンティブを与える必要さえあるかもしれない。いずれにせよ出産や子育てに対して社会全体が敬意を払い感謝をする仕組みを早急につくる必要がある。

7 出産・育児支援の具体例

日本は戦後 50 年にわたって出産や子育てに対する積極的な支援を怠ってきた。「子供は勝手に産んで育てなさい」といわんばかりの社会であった。お年寄りに対する社会全体としての敬意と感謝とくらべてみよう。まず敬老の日は国の祝日であるが、母の日や父の日は国の祝日ではない。お年寄りを公営住宅に優先入居させる制度を有する地方自治体は少なくないが、出産直後の若者世帯を公営住宅に優先入居させたり家賃補助をしたりする仕組みを有する自治体は皆無に近い状況である。敬老金制度はほとんどこの自治体にある。一方、出産祝金を制度化している例はきわめて少ない。

年金制度は「世代と世代の助けあい」の制度である。子供は将来の年金を支える役割をはたす。それにもかかわらず年金は出産や子育てに対して少しもインセンティブを与えていない。月給が 40 万円であれば子供の人数にかかわりなく支払う保険料も同じであり、将来受給する年金額も同じである。子供を何人産んで育てたかは年金制度のなかではほとんど考慮されていない。

本来であれば育てている子供の人数に応じて年金保険料額を変えてよいはずではないか。子供を 3 人や 4 人も育てている人には年金保険料負担を軽くする。他方、子供を産まない人（あるいは子育てをしない人）、1 人しか子供を産まない人には、その選択を尊重しながらも然るべき年金負担をしてもらう。そして年をとったら同じ年金を支給するとしてよいはずではないか。

あるいは年金制度のなかに社会全体としての敬意と感謝をこめた出生手当を新設することも検討に値する。出産祝金を社会化するのである。児童手当も年金制度のなかに組み入れて給付額や支給期間・支給要件を抜本的に見直す。所得税・住民税の児童に対する扶養控除を廃止し、それで増収となる税金は一括して児童手当の増額に振りむける。

奨学金制度も大幅に見直す。現在、高等教育サービスの供給機関に流されている公費（いわゆる機関補助）のつけ方も変える。原則として供給サイドではなく需要サイドに一括し

て奨学金として流し、消費者重視に方向転換する。大学は供給体制を改善し、教育サービスの質的向上に鎬をけざることになる。授業料や入学金は一挙に高くなるかもしれないが、高くなった分は奨学金の大幅増で対応する。そして大学を卒業した後、長期にわたって本人が返済する仕組みとするのである。

さらに保育所の位置づけを「児童に対する支援施設」から「子育て中の女性就業を支援する施設」に変えたり、保育費控除を所得税制のなかに導入したりすることも検討してよい。無論、保育所設立規制を大幅に緩和することも必要になる。乳幼児の医療費についても窓口負担の低料化を図る必要がある。

ことはお金の話だけにとどまらない。母親の肩にかかる育児負担を軽減するためには、父親が育児に積極的に参加できる環境づくりをする必要がある。会社への長すぎる拘束時間をどう減らすか、従来の仕事の仕方、会議の仕方を改め、仕事自体の時間密度を上げる必要がある。デスクワーカーの勤務時間・勤務場所もフレックスにしなければならない。

通信メディアの発達で、この点は容易になりつつある。個室育ちの従業員が多数派になりつつある今、大部屋オフィスを改め、企画部門や研究部門には電話に邪魔されないプライベート空間を用意することも必要となる。

会社への長すぎる拘束時間を減らすためには、時間外労働の賃金を通常の1.5倍（ないし2倍）に引き上げるというのも1つの方法である。経営者サイドは時間外労働の管理を従来より厳しくせざるを得なくなる。そしてその分、通常の時間帯にもう少しきちんと働くことが促される。勤務時間の長さを基本にした業績評価システムも時代の要請にあわせて実績ベースに変えていかざるをえない。

さらに男女間の雇用平等に向けた取り組みをさらに推進していく（たとえば育児休暇を父親が最低1ヶ月はとる、あるいは育児休業期間中に週のうち半日でも出勤して仕事の継続を容易にする等）必要がある。くわえて子供の「熱だし休暇」や「誕生日休暇」を新たに親に認める（子供も学校等を休む）ことも検討に値する。

その昔、日本に徴兵制があった時代において徴兵された従業員は復帰後いっさい処遇面で不利益を受けなかったといわれている。子育てのために、しばらくの間だけ企業を離れることがあっても、それは、「日本の未来」のためだと皆が納得すればよい。そして、そのために必要となる公的支援システムを構築するのである。

8 未来への投資

年金や介護のために子供を産みなさい、といっているのではない。子供がいなくなれば日本は滅びる。日本が滅んでしまえば年金などどこかへ飛んでしまう。子供は「未来への投資」にほかならない。日本の社会と経済を健全に維持していくため子供を産み育てることに社会的支援が必要となる。

子育て支援は20年30年先の日本を見据えた大戦略である。官邸主導のもと行政（国と地方）も、そして企業関係者も今から総力をあげて取りくまないと手遅れになるおそれがある強いと考えざるをえない。

表1 日本の労働力人口についての将来推計（単位：万人）

年齢区分	1996年	2000年	2015年	2025年
15～29歳	1,638	1,600	1,100	1,080
30～59歳	4,192	4,260	4,110	3,850
60歳以上	880	980	1,350	1,330
合計	6,711	6,840	6,560	6,260

資料) 労働省職業安定局推計(1997年6月)

参考文献

- 高山憲之・有田富美子『貯蓄と資産形成』岩波書店、1996年。
高山憲之「少子化防ぐ育児支援策」読売新聞・論点欄、1996年9月6日朝刊。
高山憲之「金持ち老人優遇はやめよう」『RONZA』1996年10月号。

2. 子育てコストと出生率

吉田 浩

1.はじめに

本研究の目的は、わが国における少子化現象と財政政策による所得再分配制度との関連を定量的に明らかにすることである。

もし現在の財政制度が子育てコストを歪め、出生率等の世帯形成の選択に影響を与えるとすれば、財政制度を変更することによって出生率の回復を通じた少子化問題の解消の可能性があることとなる。

上記の目的を満たすためには、女性のライフ・スタイル(職業のある・なし、こどものある・なし等)別に財政政策を通じた所得再分配の現状を明らかにすることが必要である。

そこで本研究ではまずファーストステップとして、「世代会計」の手法を援用して再分配の実態を明らかにする。世代会計とは、政府と個人との租税や社会保障制度を通じた資金のやりとりを生まれ年別に生涯にわたって計測したものである。

ここでは、主として女性のおかれている環境別に計測を行う。その結果、女性のライフスタイル別に財政政策による所得の再分配結果に差異が存在することが明らかになった場合、セカンドステップとしてその差異が出生率にどのような影響を及ぼしているかを重回帰分析等の計量的な手法も活用して明らかにしていきたい。

2.これまでの研究

古典的な人口学的アプローチとは別に、出生行動を経済的観点から分析したものとしては、Becker[1960]の論文『出生力の経済分析』に端を発する。以後、人口経済学は大きな発展を遂げ、続く 1965 年の論文、『時間配分の理論』により、出生力についてミクロ経済学の消費者選択の理論に基づく説明がなされることとなった。

ベッカーおよびその研究を発展させた Willis[1973]、Butz and Ward[1979]等においては、夫の賃金は所得効果として出生力に正の効果を与え、逆に妻の賃金は機会費用として出生力に負の効果を及ぼすという観点から研究がなされているが、実証分析等において確定的な結果を得るまでには至っていない。

日本における出生力の経済学的研究としては、Ohbuchi[1982]や小椋・ロバート[1982]および今井[1996]があげられる。これらの研究においてもベッカーの研究を基軸に、妻の就業にスポットをあてた精力的な実証分析がなされている。この中で Ohbuchi および今井については、出生力の歴史的低下を時系列データによって実証分析する試みがなされているが、妻の賃金が出生力を有意に引き下げるという結果を得るまでには至っていない。小椋においては、データを都道府県別のクロスセクションに置き換えた分析により、結婚率や出産確率を引き下げるとの結果を得ている。

小川[1997](in 八代編『高齢化社会の生活保障システム』)は、我が国の歴史的時系列のデータより、① 最近の出生確率の低下は、第 1 子、第 2 子よりも、第 4 子以上に顕著であり、むしろ第 3 子については近年(1975~)上昇傾向であること、② 出生率の低下は、有配偶出生率の低下よりも、有配偶率そのものの低下によることをあげ、少子化は晩婚化に帰着されることを指摘している。

V.R.Fucks[1988]、(邦訳『新しい女性たちの経済学』)では、結婚および出生率の低下の原因として、女性の実質賃金の上昇、サービス経済の成長、避妊方法の改善、コホートの規模¹、法律制度（男女差別撤廃、未婚あるいは離婚後の養育保護の福祉制度、中絶合法化、離婚条件の緩和）をあげているほか、メディア等による影響により人々の選好も変化した可能性を指摘している。

3.分析拡張の必要性

3.1.予備的分析1：耐久消費財としての子供

これまでの出生力の経済分析は、子供を消費財と見なした分析であり、もっぱら各時点での女性の賃金を中心として出生確率が決定されると言うモデルであった。

ここで、簡単なモデルを示す。

この考え方を簡単にモデル化すると以下の通りである。消費財を C 、子供数を X 、子供からの効用に対するウエイト付けを α とするとき、世帯の効用は、

$$u = U(C) + \alpha U(X)$$

と表される。家計所得を Y 、消費財で基準化した一人当たり教育費 e とすれば、世帯の予算制約は、

$$Y = C + e \cdot X$$

となる。いっぽう、夫の利用可能時間と賃金率、勤労時間をそれぞれ T_H 、 w_H 、 L_H とし、妻のそれらを T_W 、 w_W 、 L_W とする。子供一人当たりの出産、育児に必要な子育て時間を n とし、夫の育児の分担比率を β とすると、夫の時間制約式は、

$$T_H = L_H + \beta n \cdot X$$

であり、妻の時間制約式は、

$$T_W = L_W + (1 - \beta)n \cdot X$$

となる。ここから、夫の収入 Y_H は、

$$Y_H = W_H \cdot \{T_H - \beta n \cdot X\}$$

であり、妻の収入 Y_W は、

¹R.Easterlin[1980]によれば、ベビーブーマー世代が成人すると、労働人口の供給圧力から賃金が低下し、逆に住宅コストが上昇するため、失業が発生する。不況に直面すると結婚・出産を先に伸ばし、妻が働きに出るためますます少子化を招くとしている。

$$Y_w = W_w \cdot \{T_w - (1 - \beta)n \cdot X\}$$

従って、世帯の予算制約式は、

$$\begin{aligned} Y_h + Y_w &= W_h \cdot T_h - W_h \cdot \beta nX + W_w \cdot T_w - W_w \cdot (1 - \beta)nX \\ &= W_h \cdot T_h + W_w \cdot T_w - W_h \cdot \beta nX - W_w \cdot (1 - \beta)nX \end{aligned}$$

ここで、 $T_h = T_w$ とすれば、

$$= (W_h + W_w)T - (W_h + W_w) \beta nX - W_w nX$$

$W_h + W_w = W$ とすれば、

$$\begin{aligned} &= WT - W \beta nX - W_w nX \\ &= WT - n(W \beta - W_w) X \\ &= Y = C + e \cdot X \end{aligned}$$

従って、

$$C = WT - n(W \beta - W_w - e) X$$

となる。効用関数は、

$$u = U(WT - n(W \beta - W_w - e) X) + \alpha U(X)$$

となる。ここで、効用関数を簡単な $u = \text{Log}(x)$ 型に仮定すると、

$$X = -\frac{\alpha TW}{(1 + \alpha)n(e - \beta W + W_w)}$$

を得る。

この条件の下では、以下のような場合に少子化が起こる。

子供の養育時間 n の長期化、直接教育費用 e の増加、夫の協力 β の低下、妻の賃金(機会費用) W_w の増加である。なお、世帯所得 W の増加は、子供を増やすが、一般的に $WT > n(W \beta - W_w - e)$ と考えられるので、子供に対する価値 α の低下(子供が下級財)が起これば少子化をもたらす。

ここで実際に 47 都道府県のデータを使って分析を行った。

表 1 合計特殊出生率に関する回帰分析

回帰統計				
	係数	標準誤差	t	P・値
重相関 R	0.87034			
重決定 R ²	0.757491			
補正 R ²	0.706436			
標準誤差	0.05318			
観測数	47			
切片	4.444644	1.277393	3.479465	0.001277
最終学歴が大学・大学院卒の者の割合（対総人口）	-0.04612	0.070195	-0.65697	0.515162
世帯主の勤め先収入（1世帯当たり1か月間） (勤労者世帯) *	-0.07674	0.091082	-0.84257	0.404743
教育費/平均世帯人数 - 2 (全世帯) *	-0.10048	0.038282	-2.62479	0.01242
女子パートタイムの給与	-0.58692	0.168296	-3.48745	0.001249
幼稚園数（3～5歳人口10万人当たり）	-0.0077	0.03008	-0.25589	0.799414
保育所数（0～5歳人口10万人当たり）	0.032778	0.034061	0.962331	0.341968
婚姻率（人口千人当たり）	0.383331	0.201957	1.898088	0.0653
離婚率（人口千人当たり）	-0.17821	0.080587	-2.21141	0.033096

これにより、適当に子育てコストの制約を緩和してやることにより、合計特殊出生率の改善が見られる可能性がある。

3.2.予備的分析2：投資財としての子供

ここで、モデルをより拡張するために、いくつかの視点の導入する。前節では、子供が直接効用を高めるという消費財的側面に焦点をあてた。ここでは、老後生活を経済的にまかなう資金をプールする対象としての投資財的側面に注目する。

ここで、子供を投資財と見なすとは以下のようのことである。ライフ・サイクル仮説にしたがえば、通常、代表的な個人は退職後の消費支出をまかぬため、勤労期に貯蓄を行うと考えられる。そして退職後、その貯蓄を取り崩して消費に充当するのである。しかしここでは、自らの老後の扶養を子供に依拠することを考え、子供を実物(人的)資本と考え、金融的な貯蓄に変わっての投資対象と見なすものである。

個人の意志決定は、生涯所得を制約条件としながら、異時点間の最適化行動から導きだされるとするならば、子供をもうけるという意志決定についても、生涯の効用最大化の観点が必要と考えられる。

ここで、再び簡単なモデルを組んでみよう。生涯効用 LTU は、若年期の消費 C_y と子供数 N 、老年期の消費 C_o によって決まるとする。時間選好率を ρ とすれば、

$$LTU = U(C_y) + U(N) + U(C_o) / (1 + \rho)$$

となる。勤労期の収入を W 、老後のための貯蓄を S 、市場利子率を r する。また、子供をもうけるために必要な若年期の養育費支出等を E 、その子供から老年期に得られるであろう援助を $Q \cdot N$ とする。

$$\text{若年期: } W = C_y + S + E \cdot N$$

$$\text{老年期: } (1+r)S + Q \cdot N = C_o$$

$$\text{生涯: } W = C_y + (C_o - Q \cdot N) / (1+r) + E \cdot N$$

この制約条件のもとで、最適な子供数は、再び $U = \log(x)$ とすると、

$$N = \frac{(1+r)(1+\rho W)}{\{E(1+r) - Q\}(3+2\rho)}$$

となる。ここで、 E の上昇又は Q の下落は、子供の投資財としての利回りを低下させ、少子化を招く。また金融資産の利回り r の上昇も相対的な子供投資の有利度を低める。

ここで、 S を社会保険料、 r を公的年金の実質利回りとすれば、公的年金制度の拡充または過大な利回りの保証は、子供の投資財としての魅力を減退させ、少子化を招くことになる。

表 2 その1

重相関 R	0.87517
重決定 R2	0.765923
補正 R2	0.708985
標準誤差	0.052948
観測数	47

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	4.275316	2.007121	2.130074	0.03988
世帯主の勤め先収入	-0.1006	0.091191	-1.10314	0.277091
教育費/平均世帯人数 － 2 (全世帯)	-0.12285	0.038937	-3.15504	0.003183
女子パートタイムの給与	-0.65595	0.153231	-4.28079	0.000127
保育所数 (0～5歳人口10万人当たり)	0.030945	0.034547	0.89575	0.376177
婚姻率 (人口千人当たり)	0.532453	0.250314	2.127138	0.040139
離婚率 (人口千人当たり)	-0.24754	0.097422	-2.54092	0.015382
老人福祉費 (65歳以上人口1人当たり) (県・市町村財政)	-0.04413	0.06204	-0.71132	0.481346
国民年金支給年額 (受給者1人当たり)	0.085951	0.263957	0.325625	0.746542
高齢夫婦または単身世帯割合	0.069726	0.064594	1.079446	0.287376

表 3 その2

回帰統計	
重相関 R	0.866398
重決定 R2	0.750646
補正 R2	0.70589
標準誤差	0.053229
観測数	47

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	4.862958	1.011338	4.808439	2.29E-05
教育費/平均世帯人数－ 2 (全世帯) *	-0.11217	0.034968	-3.20772	0.002674
女子パートタイムの給与	-0.66869	0.141265	-4.73361	2.89E-05
保育所数 (0～5歳人口10万人当たり)	0.056129	0.031364	1.78958	0.081289
婚姻率 (人口千人当たり)	0.380183	0.176025	2.159818	0.036994
離婚率 (人口千人当たり)	-0.16829	0.079874	-2.10688	0.041611
老人福祉費 (65歳以上人口1人当たり) (県・市町村財政)	-0.029	0.060815	-0.47679	0.636173
保険掛金	-0.04009	0.057705	-0.69482	0.491286

4.世代会計からのアプローチ

前節では、子供を投資財としてみることにより、自らは子供をもうけずとも、老人福祉を利用できる（福祉のフリーライド）ため、子供が過小供給になりうる事を検討した。

本節では、子供をもうけないライフスタイルと、もうけるライフスタイルとの生涯利用可能資源を比較する。

まず【表4】の標準的ケースでは、幼年期の義務教育を受益として考えた場合、0歳生まれの個人は生涯で6,856千円の純財政負担を負う。義務教育を考慮しない場合、13,472.6千円であるため、義務教育分の受益は6,616.6百万円となる。いま、30歳の個人が子供をもうけるかいなか考えるものとしよう。そのままでは、自身が27,986.5千円の生涯負担を負うが、子供をもうければ、6,616.6の義務教育費が受給できる。また、世帯人員が2から3人に増えることで、世帯の実収入は月額499,780円から558,207円に増加する。この差額58,427円が、子供が働き出して結婚するまでの10年間で、割引後で2,831.4千円にあたる。いっぽう実支出は、378,046円から422,220円に月当たり44,174円増加する。子供が成人するまでの22年間で、割引後8,321.3千円になる。その後、20年間毎月11,020相当の小遣いをもらう場合、割引後で646.0円の援助が得られる。結局、この30歳の個人にとって、結婚して子供を一人もうける選択は、以下のようになる。

表4 世代会計による生涯純負担

教育受益

	算入	非算入	差額
0	6,856.0	13,472.6	-6,616.6
5	8,541.7	15,907.3	-7,365.6
10	12,727.6	18,803.8	-6,076.3
15	17,613.7	22,165.8	-4,552.1
20	24,187.5	26,130.0	-1,942.5
25	27,739.5	27,739.5	0.0
30	27,986.5	27,986.5	0.0
35	27,004.6	27,004.6	0.0
40	24,790.7	24,790.7	0.0
45	21,401.1	21,401.1	0.0
50	16,263.2	16,263.2	0.0
55	9,300.8	9,300.8	0.0
60	1,122.5	1,122.5	0.0
65	-4,478.5	-4,478.5	0.0
70	-4,211.6	-4,211.6	0.0
75	-3,386.0	-3,386.0	0.0
80	-2,505.4	-2,505.4	0.0
85	-1,706.4	-1,706.4	0.0
90	-909.1	-909.1	0.0

表 5 30歳の個人の選択

	単身	夫婦2人	夫婦2人
30歳以降	子供なし	子供なし	子供1人有り
基本純税負担	-27,986.5	-55,973.0	-55,973.0
義務教育移転	0	0	6,616.6
世帯所得増加	0	0	6,035.1
世帯支出増加	0	0	-8,321.3
老後の小遣い	0	0	646.0
	-27,986.5	-55,973.0	-50,996.6

これによれば、結婚した世帯であれば子供をもうける選択が若干有利になる。しかし、結婚しない選択の方が有利となる。

少子化と財政政策が有意な因果関係を持っているという結論が得られた場合、さらにファイナルステップとして、現行制度を維持した場合や出生率向上のために改革的政策変更を行った場合等のシナリオを設定して、将来の人口構造とそれによってもたらされる財政構造のシミュレーション計算を行うこともできる。

さらに、より突っ込んだ分析として、シミュレーション結果から逆に、特定の政策目標を達成するために必要な施策を求めることにも取り組みたいと考えている。

表 6 推計に使用したデータ：原計数

項目名	合計特 殊出生 率	最終学 歴が大 学・大学 院卒の 者の割 合(対総 人口)	世帯主の 勤め先収 入(1世帯 当たり1か 月間)(勤 労者世帯) *	教育費 割合(対 消費支 出)(全 世帯) *	女子パ ートタイ ムの給 与	幼稚園数(3 ～5歳人口1 0万人当た り)	保育所数 (0～5歳 人口10万 人当たり)	婚嫁率 (人口千 人当たり)	離婚率 (人口千 人当たり)	一般世 帯の平 均人員	消費支 出(1世帯当 たり1か月 間)(全世 帯) *
単位 年次	— 6	% 2	千円 7	% 7	円 6	園 7	所 6	— 6	— 6	人 7	千円 7
全国指標値	1.50	8.7	455.5	4.67	848	407.2	308.2	6.26	1.56	2.82	329.1
北海道	1.37	5.7	419.3	3.77	755	373.4	268.1	6.23	1.95	2.56	329.6
青森県	1.64	4.0	414.5	4.11	690	359.0	585.4	5.60	1.58	3.02	308.0
岩手県	1.71	4.5	391.9	4.09	693	375.7	403.9	5.15	1.12	3.08	296.4
宮城県	1.49	6.9	418.4	3.53	793	491.5	201.9	5.91	1.37	2.97	328.7
秋田県	1.66	4.2	434.2	3.56	714	381.3	370.2	4.90	1.21	3.19	312.6
山形県	1.79	4.7	446.6	3.80	753	323.8	306.6	5.28	1.09	3.45	341.5
福島県	1.77	4.8	496.2	3.53	761	583.7	212.4	5.50	1.32	3.23	329.1
茨城県	1.57	6.7	556.7	3.80	868	489.7	234.9	6.05	1.34	3.17	344.4
栃木県	1.59	6.0	525.9	4.10	820	355.5	279.1	5.89	1.41	3.14	360.0
群馬県	1.62	6.0	427.9	4.56	812	424.5	349.0	5.99	1.41	3.05	335.7
埼玉県	1.45	10.1	556.9	5.88	862	333.8	175.2	6.77	1.59	2.94	384.5
千葉県	1.41	11.4	455.6	5.97	884	371.8	194.4	6.60	1.60	2.86	329.7
東京都	1.14	15.8	481.0	5.34	1019	447.9	270.9	7.10	1.82	2.34	364.7
神奈川県	1.40	14.2	535.8	5.85	913	349.1	139.4	7.60	1.74	2.65	369.5
新潟県	1.69	4.6	515.5	3.96	773	234.5	534.3	5.21	0.98	3.25	352.4
富山県	1.54	6.6	448.3	3.33	826	358.3	561.3	5.45	1.09	3.29	355.5
石川県	1.58	6.8	510.3	5.16	777	228.8	670.7	5.70	1.17	2.97	379.3
福井県	1.75	6.2	418.5	3.80	799	545.7	559.7	5.55	1.14	3.30	318.3
山梨県	1.69	6.7	441.3	4.67	871	290.9	444.0	6.12	1.37	2.99	317.9
長野県	1.71	6.1	466.3	4.04	875	184.9	506.8	5.66	1.12	3.05	380.5
岐阜県	1.51	6.3	472.7	4.54	824	315.2	371.5	5.67	1.18	3.23	341.4
静岡県	1.56	6.8	434.7	4.34	810	487.8	222.3	6.10	1.46	3.07	319.8
愛知県	1.49	8.7	459.3	5.34	852	253.0	284.2	6.87	1.44	2.89	328.0
三重県	1.53	6.2	457.9	4.23	818	507.0	418.9	5.75	1.35	3.05	295.7
滋賀県	1.67	7.7	523.2	5.28	834	445.9	288.6	6.21	1.18	3.24	349.9
京都府	1.37	9.7	451.7	4.68	906	357.7	351.0	6.04	1.49	2.70	320.4
大阪府	1.36	9.6	396.0	4.53	884	346.1	210.1	7.09	1.98	2.65	311.4
兵庫県	1.43	10.0	517.5	4.11	863	523.0	247.9	6.36	1.56	2.86	340.9
奈良県	1.37	11.3	569.7	6.14	838	519.8	246.7	5.79	1.38	3.10	361.6
和歌山县	1.52	6.0	441.5	4.05	801	398.7	381.4	5.72	1.69	2.91	286.0
鳥取県	1.76	6.2	501.8	3.21	746	278.7	551.1	5.23	1.39	3.20	345.9
島根県	1.85	5.1	426.5	4.05	717	566.5	603.9	4.59	1.05	3.08	308.1
岡山県	1.59	7.0	454.8	3.40	779	664.7	354.1	5.68	1.42	2.92	349.9
広島県	1.55	8.6	440.3	5.64	788	432.0	363.8	6.04	1.45	2.70	329.6
山口県	1.55	6.4	519.9	3.81	720	507.0	414.0	5.16	1.42	2.70	340.1
徳島県	1.48	6.4	428.5	4.37	780	1050.1	494.8	5.14	1.33	2.96	334.3
香川県	1.54	7.4	487.9	3.53	855	749.3	383.4	5.52	1.35	2.92	324.2
愛媛県	1.55	6.4	459.5	3.96	735	463.8	414.4	5.37	1.57	2.74	326.0
高知県	1.61	5.2	378.3	3.78	751	325.0	737.1	5.27	1.77	2.62	302.8
福岡県	1.48	7.8	443.3	4.67	754	384.2	299.9	6.09	1.85	2.72	319.8
佐賀県	1.73	5.3	431.8	4.11	729	379.9	373.7	5.20	1.34	3.24	333.3
長崎県	1.71	4.8	399.7	4.10	735	431.1	439.5	5.27	1.47	2.85	279.0
熊本県	1.63	5.5	476.7	4.11	686	292.8	543.8	5.47	1.49	2.95	313.5
大分県	1.63	5.8	480.9	3.94	675	779.2	406.9	5.40	1.48	2.78	329.1
宮崎県	1.76	4.8	409.1	3.99	692	406.4	570.3	5.52	1.68	2.74	276.7
鹿児島県	1.71	4.8	453.5	3.91	676	513.4	412.4	5.12	1.44	2.54	289.5
沖縄県	1.96	5.7	290.4	5.44	653	531.7	309.2	6.63	2.26	3.09	258.5